

●香川県監査委員公表第28号

平成30年6月27日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年9月21日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 氏名（略）

2 請求書の提出

平成30年6月27日

3 請求の内容

（以下、平成30年6月27日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が平成28年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

（2）措置請求の理由

ア 香川県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

香川県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「香川県議会議会政務活動費交付条例」（以下、「条例」という）に基づき、香川県議会議員一人当たり月額30万円、年額360万円が交付されている。

地方自治法第100条第14項は「普通公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」は、これに基づき、第1条で政務活動費が「香川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第2条第1項で政務活動費は「議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（「政務活動」）に要する経費に対して交付する」ものであること、第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」旨、第8条第1項で「議員は、政務活動費に係る収支報告書に領収書等の写しを添えて、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない」こと、第12条で知事は、「議員がその年度交付を受けた政務活動費の総額から、議員が「その年度において行った政務活動による支出の総額を控除して残余がある場合」は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができることを、それぞれ定めている。

したがって、香川県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「香川県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められている。

さらに、愛知県議会議会政務調査費返還請求住民訴訟の最高裁判決（平成28年12月15日）をは

じめ、一昨年以来、全国に拡大した政務活動費の不正支出問題は、富山県議会元議員が政務活動費をだまし取ったとして詐欺罪有罪判決を受けるなど、深刻な状況となっている。「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するののかという政務活動費に対する本質的な視点に立ち、厳しく支出の適法性の判断をする必要がある。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める用途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が平成28年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの(否認額12,462,350円)

すべての領収書の添付が義務づけられるようになった2013年度分の支出から比較すると、年々減少したものの、30名の議員について1,794件、総額12,462,350円が、会費が明確に設定されていない会合等(地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等)に出席し、「県政に関する意見交換会会費」もしくは「県政報告会費」という名目で支出している。

このような支出は、全国の議会においても特異な支出であるだけでなく、このようなかたちで地元にお金をばらまくことは公職選挙法違反とされているにも関わらず、多くの場合、自分で準備した領収書を持参して、堂々と政務活動費を支出している。会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄付行為に該当するとして、政務活動費マニュアルで禁止している議会もある。また、マニュアルに明記していない議会についても、このような支出が公職選挙法違反になることは、あまりに当然のことなのであえて記載していない議会も多いと考えられる。よって、本件支出はすべて違法であり、全額を否認する。

(イ) 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出(否認額12,169,167円)

会派共同政務活動費については、平成28年度と現在では会派構成が変わっているが、現在の所属会派別に集計すると、自民党議員会の会派共同政務活動費の総額が6,960,000円、自民党県政会所属の議員の共同政務活動費が4,104,167円、元自民党議員会所属の恵風の議員が525,000円、同じく同会派所属の前議員が580,000円の、総額12,169,167円となっている。これらの政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明である。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

2013、2014、2015年度分の住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は3年間続けて「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、「会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しているにも関わらず、全く検討も改善も行われていない。

(ウ) 詳しい視察・調査内容の不明な旅費（否認額1,708,765円）

昨年、香川県議会の海外視察が大きな問題となったが、政務活動費を使った視察等についても、どこに行って、どのような調査をし、どのような成果があったかについて報告されるべきである。例えば、高松市議会では詳しい報告書の提出が義務付けられ、収支報告書や領収書類とともに高松市議会のホームページで公開されている。

10名の議員の65件の旅費、総額1,708,765円について、詳しい視察や調査内容の説明がなく、私的な旅行や観光旅行と考えざるを得ないものも多いことから、適法な政務活動費の支出とは認められず全額を否認する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等（否認額4,080,148円）

自家用車を利用して経費を申請する場合、何人かの議員は、ガソリン代の領収書を添付して半額以内を申請しているが、それ以外の議員は、各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めているが、それらが公開されていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで親族等への支出でないかが不明なもの（否認額29,331,873円）

主に人件費に関する支出であるが、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について、県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が多く寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りとされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないかという県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報の黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、県民から上記のような不信感を抱かれないためにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額7,563,564円）

主に、広報紙作成費、報告会会場費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。とりわけ、広報紙作成費については、すべての議員が成果物の添付をしていないため内容が不明であり、「政務活動」と認められるかの判断ができない。顔写真やプロフィールが単なる宣伝活動であるといった一部違法判決が認められている事例もある。少なくとも顔写真やプロフィール、大書した名前、県政に直接関係の無い記事は、公費支出すべきではなく、按分による支出にすべきである。自主的に按分しているもの以外は、2分の1のみ認めることとする。

なお、按分されている事務所経費については、政務活動に使用している実態がない、という指摘のあった1件（事実証明書①）を除き、今回の返還請求対象としていないが、他の議員についても事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等についても多くの疑問がある。議員の説明を一方的に受け入れるのではなく、政務活動費の領収書等をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの（否認額4,374,405円）

上記分類以外で、政務活動との関連が不明なもの、政務活動の内容及び支出先が不明なもの等、以下の内容については、適切な支出と認められず、全額を否認する。

山本悟史議員 1,878,380円

3年連続で開催している同一講師の講演会の新聞広告掲載費用1,296,000円、講師費用500,000円、会場費82,380円はあまりに高額である。

大山一郎議員 967,800円

事務所費について、事実証明書①の通り、選挙活動等に違法に利用されているという情報が寄せられ、他の県民からも同趣旨の情報が寄せられているため。

山本直樹議員 505,815円

8,000枚以上の大量の年賀はがき購入代金、「バカざんまい」、「幻庵」など政務活動に無関係な書籍代金

佐伯明浩議員 296,375円

自宅に置いているという「事務所」の電気代。仮に自宅に事務所を置いているとしても、その事務所は後援会活動や政治活動にも使われていると考えられるため、自宅の電気代の2分の1を充てるのは不適切である。

山下昭史前議員 288,800円

自費で受講すべき自己研鑽のためのプレゼンテーション1級、プレゼンテーショントレーナーコース受講料計280,800円、重複していると思われる同一日付け、同一団体名義の領収書2件8,000円。

木村篤史議員 150,000円

講師や講演内容の不明な講師料

岡野朱里子議員 132,584円

高額の宿泊料117,584円、朗読会の複数枚チケット代金15,000円

谷久浩一議員 64,435円

「お客を決断させるセールスの科学・クロージングの心理技術21」、「コールドリーディング」、「マジシャンだけが知っている最強の心理」等の政務活動に無関係な書籍代金

高木英一議員 41,040円

自費で受講すべき自己研鑽のための「偉人に学ぶ一日セミナー」受講料

森 裕行議員 25,076円

政務活動に関連性の薄い「考古学ジャーナル」購読料

石川 豊議員 9,824円

「アホノミクス完全崩壊に備えよ」等の重複購入代金および政務活動費に無関係な書籍代金

五所野尾恭一議員 6,853円

「現代語古事記」「日本の礼儀作法」等、政務活動に無関係な書籍代金

香川芳文議員 6,019円

「語彙力こそが教養である」「倫風」誌代等、政務活動に無関係な書籍代

黒島 啓議員 1,404円

「菓のやめどき」政務活動に無関係な書籍代金

エ 香川県議会の平成28年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が平成28年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する用途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

今、全国の議会では、政務活動費の収支報告書や領収書等のインターネット公開が進みつつあり、前述の通り、高松市議会では2016年度分以降、収支報告書や領収書類、視察・調査の詳しい報告などもホームページに掲載されている。

ところが、香川県議会では、収支報告書と領収書等は、紙ベースで閲覧することしかできない。また、調査研究や研修の内容、制作した議会報告等の成果物も添付されていない。貴重な公金を充てて行う政務活動の成果を真に県民に還元されるものとするためには、政務活動費の用途を県民に向けて透明なものにし、多くの県民の目でチェックできるようにすることが不可欠である。よって、早急にこれらの資料を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすべきである。

監査委員は、平成27年以来毎年、監査結果の中で県議会に対して、政務活動費マニュアルの精緻化や会派共同政務活動費の透明化を求め続けておられるが、一部の会派共同政務活動

費や高額議員連盟会費等については、政務活動費の支出がなくなったものの、他については、相も変らぬ状況である。

昨年の監査結果の中では、監査委員は、監査中に複数の議員から収支報告等修正届が提出されたことに遺憾の意も表しておられる。また、早急にマニュアルの改訂を行うことや、領収書等の議会ホームページでの公表なども求めておられるが、議会はこれらに全く取り組む姿勢を見せていない。返還勧告など出されるはずがない、と高をくくっているかのようである。

監査委員は、毎年の監査結果の中で県議会に対して「政務活動費が用途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努める」ことを求め続けておられるが、監査委員ご自身がこの原点に立ち返り、厳しく監査を実施することで、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになるよう、そのお役目を果たして頂きたい。

(3) 添付書類（事実証明書）

ア 平成28年（2016年）度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

（以下の書類については省略をする。）

イ 市民オンブズ香川宛に県民から寄せられた匿名の投書

ウ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

（以下、平成30年7月26日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即して記載する。）

(1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)の) 「公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

しかし、全国の都道府県議会の状況を調査（平成26年度政務活動費に関する住民監査請求の際に提出した全国調査結果参照）したところ、ほとんどの議会で、香川県議会のような地元自治会や趣味の会、祭りの団体などへの支出は公職選挙法に抵触する恐れがあるとして認めておらず、例えば兵庫県議会では

「具体的に会合参加費については、公職選挙法に定める「寄附の禁止」に該当しないことを前提として、下記の要件を全て満たすものに対して充当できる、

(1)他の参加者にも同一の会費負担が求められている「会費制」であること

(2)「会費制」及び「会費額」が示された通知文書を議長に提出すること

(3)当該会合における意見聴取等政務活動の内容について活動報告書に記載すること。」

としている。

他県議会でインターネット公開されている政務活動費の領収書類を見ても、香川県議会のような「意見交換会費」の支出は全く見当たらない。平成25年度分、26年度分、27年度分、28年度分と、毎回、住民監査請求で問題点を指摘しているが、このような支出が続いていることは重大な問題である。

なお、平成25年度分の政務活動費返還請求訴訟の中で原告の求釈明に対して各議員から提

出された積明書によれば、他の参加者が参加費を払っていないことが明らかな会、あるいは「入場無料」であることが明らかなイベント、初詣や夏祭り、秋まつりなどの際の支出も多い。

今回の監査請求対象の中でも、例えば辻村修議員の⑤会議費整理番号56、57でそれぞれ領収書の但し書きに「『平成28年西部地区長寿を祝う会』のご芳志として」「平成28年度『第38回西部公民館まつり』のご芳志として」と明記されているように、議員が祝儀として支払ったことが明らかであり、公職選挙法が禁じている寄付行為に他ならない。

監査委員におかれては、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかなどを監査していただきたい。

イ (3(2)ウ(イ)の「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

監査請求書本文にも記載の通り、平成25年度分、26年度分、27年度分の住民監査請求結果において、監査委員は議会に対して「地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮し、透明性の確保に努められたい」と要望しておられるにもかかわらず、まったく改善されていない。このことを監査委員はどのように受け止めておられるのだろうか。公金の使途の透明性に対する県民の目がますます厳しくなっている昨今、香川県の監査制度は機能していないのではないかと、という県民の批判を受けないためにも厳正な監査をお願いしたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」について、支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

たとえば、高松市議会では政務活動費を使って視察を実施した場合、詳しい報告を求められ、その報告書は領収書類とともにホームページ上にアップされている。これは公費を使つての活動であれば当然のことであるが、今回、否認理由を「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」とした支出は、視察や研修等の具体的な内容が全くわからないものばかりである。監査委員におかれてはその内容について議員らに詳しく説明を求め、それに基づき厳しく監査して頂きたい。

エ (3(2)ウ(エ)の「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

監査請求書に記載の通り、監査委員が該当の議員に対して、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の提出を求めて監査して頂きたい。また、今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

オ (3(2)ウ(オ)の「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

監査委員には、議員らに黒塗りされていない支払先情報と雇用契約書、業務内容、勤務実態等のわかる資料の提出を求めて頂き、それらが政務活動費を充当するのに適正なものかど

うかを厳しく監査して頂きたい。

前回の27年度分の監査結果において、議員に確認した結果について監査委員自ら「政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの…」と認めておられる。「調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としておられるが、「議員の合理的判断」に委ねる限度を超えているケースも多い。

人件費をめぐっては、平成25年度分の監査請求の際、事務所費を按分していなかった水本勝規議員は、収支報告書を修正して、事務所費の計上を2分の1に按分し、当初、提出されていなかった人件費の領収書を追加提出し、雇用していた人数を2人から4人に増やして、政務活動費の返還を免れている。後になって「実は2人でなく、4人雇用していました」というのは、政務活動費の返還を免れるためとしか考えられず、到底納得できるものではない。平成26年度、27年度、28年度分も4名の人件費と事務所費に毎月60万円を支出し、そのうち2分の1の30万円を政務活動費から支出していることになっていることについても、高額な事務所家賃といい、雇用人数の多さといい、極めて不自然で「議員の合理的判断」に委ねる限度を超えている。監査委員におかれては4名の勤務実態について厳しく監査を行って頂きたい。

さらには支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならい、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付けることを、香川県議会に求めて頂きたい。

カ (3(2)ウ(カ)の) 「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

広報紙について領収書等の関係書類がインターネット公開されている他県議会のケースを調査すると、添付された広報紙も公開しているケースが多いが、香川県議会ではそれらが公開資料に含まれていない。香川県議会でも広報紙を添付して議長に提出している議員もいるとのことだが、県民に公開される段階ではそれらは除外されている。請求人が目にしたものについては、顔写真が大きく掲載されていたり、政党関係の記述が多く含まれていたりするものもあった。

よって監査委員におかれては、議員に広報紙の提出を求め、政務活動費を支出するのに不適正な政党活動、後援会活動に該当する部分がないか監査して頂きたい。

キ (3(2)ウ(キ)の) 「その他、政務活動との関連がないもの」のうち、山本悟史議員、山本直樹議員、木村篤史議員、岡野朱里子議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられるが、すべて監査請求書に記載の通りである。

また、石川豊議員の書籍購入については、「重複購入」という否認理由を「政務活動との関連がないもの」と補正し、自己啓発本の類の「どうせ死ぬのになぜ生きるのか」(842円)、「端正な生き方」(842円)、「勝負論」(929円)および萩博物館での購入書籍(3,754

円) の計6,367円について監査請求対象とする。

山下昭史前議員の「重複していると思われる同一日付、同一団体名義の領収書については、整理番号9の4月9日付「桑山三区自治会自治会長」名の意見交換会費と整理番号114は領収書が全く同一のものである。また、整理番号101と整理番号109は、101が「自治会春の総会費」、109が「県政意見交換会」と異なるものの、3月20日という同一日付で、金額も団体名も同一である。なお、平成28年(2016年)度香川県議会政務活動費住民監査請求否認理由及び議員別返還請求集計表に添付した議員別の否認額の査定表(以下「査定表」という。)の中で整理番号109の金額が3,000円となっているのは、5,000円に補正し、監査請求書中の山下昭史前議員の「重複していると思われる同一日付、同一団体名義の領収書2件8,000円」は「2件10,000円」と補正する。

森裕行議員について、査定表中の整理番号44と47の書籍購入合計金額から「週刊金曜日」の代金分を除き、整理番号44の否認額は20,012円、整理番号47の否認額は24,240円に補正し、監査請求書中、3(2)ウ(キ)の森裕行議員の当該部分を「政務活動に関連性の薄い考古学ジャーナル等購読料 44,252円」と補正する。

ク 領収書金額が証拠書類と一致せず、否認額に誤りがある等の指摘を受けたものについては、補正した査定表を提出する。また、高城議員の整理番号46~50及び黒島議員の会派共同政務活動費についても査定表を補正した。黒島議員の①調査研究費における整理番号32の平成28年度自由民主党香川県政会共同政務活動費185,293円の領収書類については議会事務局に保管されているので、ご確認いただきたい。その他の議員についても査定表を補正した。なお、佐伯議員の自宅電気代の1/3の支出については、その按分割合が不適切であるため、全額を否認する。

ケ (3(2)ウ(キ)の) 大山一郎議員の事務所費を否定する根拠として添付した事実証明書①は本年4月26日付の封書で当団体宛に郵送されたものである。同議員については以前から同種の情報が多く寄せられていたため、監査委員に厳しく監査して頂きたい、今回監査請求対象とした。

(2) 添付書類(事実証明書)

補正済みの平成28年(2016年)度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

【補正後】平成28年(2016年)度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表 (現在の会派別)																			
現在の会派名	議員名	A 意見交換会費		B 会派共同政務活動費等		C 詳しい視察・調査内容の不明な旅費		D 按分していない自動車経費		E 支払先不明の 人件費		F 按分していない 議会報告 印刷費・事務 所費等		G その他の違法 ・不当な支出		合計		現在の会派別合計	
		件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
自民党 議員会	有福哲二	91	615,000	1	580,000	0	0	1	200,669	12	600,000	0	0	0	0	105	1,995,669	980	25,711,581
	石川豊	113	815,000	1	580,000	0	0	1	401,500	12	1,200,000	0	0	3	7,188	130	3,003,688		
	香川芳文	113	1,092,000	1	580,000	0	0	1	178,987	16	567,200	0	0	2	6,019	133	2,424,206		
	鎌田守恭	0	0	1	580,000	0	0	0	0	12	960,000	26	865,667	0	0	39	2,405,667		
	斉藤勝範	131	727,000	1	580,000	1	48,380	1	430,883	12	360,000	0	0	0	0	146	2,146,263		
	高木英一	0	0	1	580,000	0	0	0	0	12	360,000	3	396,065	1	41,040	17	1,377,105		

	谷久浩一	26	196,000	1	580,000	3	284,740	0	0	0	36	507,000	9	64,438	75	1,632,178			
	辻村修	102	601,000	1	580,000	0	0	1	231,583	12	300,000	1	110,222	0	0	117	1,822,805		
	平木享	62	505,000	1	580,000	0	0	0	0	29	855,000	0	0	0	0	92	1,940,000		
	松本公継	5	41,000	1	580,000	0	0	0	0	12	600,000	0	0	0	0	18	1,221,000		
	水本勝規	0	0	1	580,000	0	0	0	0	48	2,400,000	0	0	0	0	49	2,980,000		
	山田正芳	44	363,000	1	580,000	0	0	0	0	14	1,820,000	0	0	0	0	59	2,763,000		
自民党 県政会	綾田福雄	14	140,000	1	210,979	1	149,890	0	0	24	1,200,000	0	0	0	0	40	1,700,869	1,102	29,659,543
	氏家孝志	61	370,000	1	580,000	0	0	1	370,943	8	138,000	4	106,170	0	0	75	1,565,113		
	大山一郎	0	0	1	220,493	4	231,713	0	0	24	1,356,000	0	0	24	967,800	53	2,776,006		
	尾崎道広	105	750,000	2	237,793	0	0	1	187,460	6	360,000	0	0	0	0	114	1,535,253		
	黒島啓	6	39,000	2	240,293	1	16,700	0	0	26	1,651,400	1	153,900	1	1,404	37	2,102,697		
	五所野尾恭一	20	119,000	2	237,793	0	0	1	92,315	12	1,094,400	3	513,000	3	4,557	41	2,061,065		
	佐伯明浩	171	1,006,000	2	237,792	3	166,309	1	468,938	12	473,400	1	15,000	12	227,104	202	2,594,543		
	十河直	28	272,000	1	580,000	0	0	1	230,103	1	480,000	2	144,720	0	0	33	1,706,823		
	高城宗幸	112	849,000	1	580,000	0	0	1	351,426	0	0	0	0	0	0	114	1,780,426		
	西川昭五	8	65,000	1	182,793	0	0	0	0	28	2,100,000	0	0	0	0	37	2,347,793		
	新田耕造	1	5,000	2	237,793	8	204,830	1	195,915	2	300,000	14	487,411	0	0	28	1,430,949		
	花崎光弘	10	90,000	1	182,793	0	0	1	301,531	24	1,180,800	3	352,620	0	0	39	2,107,744		
	松原哲也	32	200,000	2	240,092	37	448,800	1	297,202	1	733,837	0	0	0	0	73	1,919,931		
	宮本欣貞	133	1,032,500	1	138,053	0	0	0	0	0	0	17	1,184,330	0	0	151	2,354,883		
	山本直樹	26	188,000	1	182,793	1	35,880	0	0	13	318,000	6	491,657	18	459,118	65	1,675,448		
リベラ ル香川	高田良徳	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,006,450	2	277,884	0	0	14	1,284,334	315	9,516,215
	竹本敏信	60	490,000	0	0	0	0	0	0	11	600,000	2	248,400	0	0	73	1,338,400		
	米田晴彦	0	0	0	0	0	0	0	0	11	281,600	2	228,960	0	0	13	510,560		
	三野康祐	0	0	0	0	0	0	0	0	21	936,250	2	322,699	0	0	23	1,258,949		
	森裕行	106	531,000	0	0	0	0	0	0	12	900,000	0	0	2	44,252	120	1,475,252		
	岡野朱里子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	132,584	3	132,584		
	木村篤史	44	240,000	0	0	0	0	0	0	17	810,000	1	149,364	1	150,000	63	1,349,364		
	山本悟史	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	288,392	5	1,878,380	6	2,166,772			
公明党 議員会	都築信行	1	5,000	0	0	0	0	1	150,386	0	0	1	105,300	0	0	3	260,686	4	265,686
	広瀬良隆	1	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000		
共産党 議員団	櫻昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1,357,868	3	273,240	0	0	40	1,631,108	40	1,631,108
恵風	松村秀樹	24	133,000	1	525,000	7	323,373	0	0	21	535,000	0	0	0	0	53	1,516,373	53	1,516,373
前議員	山下昭史	132	661,000	1	580,000	0	0	0	0	11	935,000	0	0	4	290,800	148	2,466,800	165	3,274,465
	白川容子	0	0	0	0	0	0	0	0	13	432,365	4	375,300	0	0	17	807,665		
		1,782	12,145,500	35	12,354,460	66	1,910,615	15	4,089,841	538	29,202,570	135	7,597,301	88	4,274,684	2,659	71,574,971	2,659	71,574,971

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成30年7月31日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、平成28年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年8月9日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日、請求人及び請求人代理人の出席があり、請求人及び請求人代理人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

また、平成30年8月10日付けで、新たな証拠として、山本悟史議員のブログの写し並びに名古屋高裁平成20年（行コ）第32号平成21年2月26日判決及び神戸地裁平成29年（行ウ）第9号平成30年4月11日判決の写しが提出されるとともに、(1)イの陳述において、上記の平成21年2月26日判決を紹介した際、公職選挙法上の選挙に係る政治活動や寄附行為に該当する旨を述べたが、判決ではその点までの判断はしていないことから、陳述内容に誤りがあるので訂正する旨の申出があった。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人（氏名（略））の陳述（要旨）

ア 広報紙の作成に係る支出

政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なものとしては、広報紙の作成がこれに当たると思うが、広報紙の作成に関しては、今回の請求の中で、自主的に按分しているもの以外は2分の1のみ認めることを主張している。

広報紙の作成に関しては、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動など、様々な要素が含まれることが想定される。

これに関して、今年の4月11日に出された、尼崎市の広報紙に関する政務活動費の返還請求住民訴訟事件の判決の中で、その紙面において、会派や議員の主張がかなりの部分を占める場合は、紙面の割合によって広報紙の政務活動費の使途を決めなければいけないとされ、返還が求められている。

この判決に沿って考えると、香川県議会議員の広報紙の作成に関しては、顔写真やプロフィールなどが大きく議員自身の宣伝活動といった部分も見られるので、それぞれの広報紙一つ一つを確認して、その紙面の割合などに応じた政務活動費の支出を考えていただきたい。

イ 政務活動との関連がない講演会への支出

政務活動との関連がないものとして、山本悟史議員の1,878,380円の講演会費用を否認額に計上している。

これは同じ講師が3年連続で毎年講演会を行っているもので、リビングたかまつと四国新聞の新聞広告掲載費用1,296,000円、講師費用500,000円及び会場費82,380円を研修費として支出している。

広告を見ると、講演会の内容は、「学年ビリのギャルが1年で偏差値を40上げて慶應大学に現役合格した話」という、かなり有名となった「ビリギャル」についてのもので、その著者である坪田氏を毎年招いて講演会を開催している。

2016年の講演会のタイトルは「明日は今日の風が吹く！」で、このタイトルからして県政に何の関係があるのかという大きな疑問を感じる。議員本人のブログで講演会の中身の記事を読むと、県政との関連性は全くないことが伺える。

講演会の広告には、「無料」の文字を大きく掲載し、講演会の告知にもかかわらず、議員自身の写真が講師の写真より大きく掲載されている。講演会の内容は、第1部、第2部の2部制になっており、第1部は、議員自身の県政報告会という名目である。その県政報告会で

は、オープニングに和太鼓の出し物があり、その後、議員本人が挨拶をしている。

また、来賓として、西原香川県教育長や、当時の民進党の国会議員である小川氏と玉木氏の挨拶があった。

そして、第2部が坪田氏の講演という構成であるが、時間は全体で13時から15時半までなので、第1部にはそれほどの時間をとっていないことが伺え、第2部がメインであることは一目瞭然である。

会場はサンポートホール高松の大ホールで、ここは1,000人収容できるということだが、山本議員のブログでは、900人近い参加があったということで、かなりの集客を目的としている講演会だと言える。

政務調査費を使った市民を対象とした講演会に関する住民訴訟において、平成21年に名古屋高裁判決が出されており、著名タレントが講師で、調査研究に具体的な成果があったという証拠はないと指摘し、議員自身の研究を目的としたというより市民向けの講演会だったと違法の判断をして、返還を求めている。

この判例に即すると、今回の山本議員が3年連続で開催する講演会に関しても、その内容からして県政に関係する講演会では一切ないことが伺え、それを指摘されないために、議員自身の県政報告を少し盛り込んだのだという感じがする。また、議員自身の所属政党の国会議員を招いて挨拶をさせていることからすると政党活動も関係し、私的な活動や、選挙区内で議員自身の名前を売るための選挙活動など、様々な要素が盛り込まれていると言える。

平成21年に出された名古屋高裁判決の中でも、本件講演会は、議員の研修目的で開催されたものではなく、市政との関連性も欠くものであって、市民が楽しむことを企図して企画された市民向けの講演会であるとして、本件支出は政務調査費の使途基準を逸脱しており、著名なタレントの講演会に不特定多数の有権者を無料招待する行為は、寄附行為に当たり、公職選挙法に違反するという点でも違法だとしている。

そして、講演会開催案内のちらしには、本件議員らの名前と連絡先を記載し、これを新聞折り込みで有権者のほぼ全世帯に配布していることから議員自身の宣伝だと言え、これらの行為は、議員の研修とは全く無関係な、本件議員らが自己を表象することに主眼を置いたものであり、公職選挙法が規定する政治活動に当たるとしている。

このような判例を参考に、今回の山本議員の講演会の開催に関する費用についても、厳しい目でチェックをしていただきたい。

(2) 請求人代理人(氏名(略))の陳述(要旨)

公職選挙法で禁止されている寄附行為に当たると思われる、様々な会合への支出について陳述する。

このような支出は、平成25年度以降、多少の変化はあるが続いている。住民訴訟の対象となっている平成25年度分の政務活動費について、求釈明をして出てきた釈明書を見ると、他の参加者が会費を支払っていなかったり、支払が不明であるものや、入場無料のイベント等もあり、そこに議員が参加費として1万円や5,000円などを支払っているケースもある。

補正でも述べたように、兵庫県議会では、他の参加者も同様に参加費を支払っていることや、実際にどのような意見を聴取したかを報告書に記載することを条件としているが、香川県議会ではそういうものは全くなく、議員が自分で準備した領収書に、それぞれの団体の代表者が記名押印したものが、数多く提出されている状況が変わっていない。勧告こそしていないものの、

監査委員も議会に対しては、監査期間中に修正がされたことは遺憾であるとか、政務活動費マニュアルをもっと説明責任を果たせるような仕組みに見直すべきだと、厳しい要望をされているが、それが全く無視されている状態である。

去年、別の住民監査請求で海外視察が問題になったが、これは議員の公金意識を問う一連の繋がりのある問題だと思う。議員が、このぐらいは当たり前だという意識で説明のつかない政務活動費の使い方をしても、返還請求があるわけでもないとかぐらをかいていたことの結果が、海外視察問題について、このようなことがなぜ問題になるのかという多くの議員の反応に表れていると思う。

私たちの周辺で災害が頻発している。香川県では、今回はそれほどの被害が出なかったと言われているが、災害はいつでも起きてもおかしくない。被災者が出た場合、その方たちの生活を再建するためどのように支援するのか。防災減災など、様々なことを限られた財源の中で行わなければならない状況の中で、これまでどおり毎年1億5,000万円近くが政務活動費に支払われる。

それが正当に使われるならよいが、「この会費を配るのを止めたら政治生命がなくなってしまふ。」という説明で、様々な団体の集会に参加して領収書もらっている。

海外視察は少し見直しの方向にあるが、本当に貴重な財源をどう使うのか、ますます厳しく問われる時代となっている今、監査委員には、そういう視点で厳しく判断していただき、要望しても全く改善が見られないことに対しては、もう少し踏み込んで、判断していただきたい。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である香川芳文監査委員及び森裕行監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、谷久浩一議員の交通費1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）及び書籍購入費の支出、松村秀樹議員の交通費2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、新田耕造議員のDVD作成費及びホームページ維持費の支出、森裕行議員の書籍購入費の支出、山下昭史議員の意見交換会会費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出並びに山本直樹議員の年賀はがき購入費及び書籍購入費1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第

1号。以下「政務活動費交付規程」という。)が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象 (政務活動費交付条例第3条)

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額 (政務活動費交付条例第4条)

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知 (政務活動費交付条例第5条)

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知 (政務活動費交付条例第6条)

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等 (政務活動費交付条例第7条)

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出 (政務活動費交付条例第8条)

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書 (以下「収支報告書」という。)に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類 (以下「領収書等」という。)の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等 (政務活動費交付条例第9条)

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し (以下「収支報告書等」という。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等 (政務活動費交付条例第10条)

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧 (政務活動費交付条例第11条)

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1) 議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

一般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情

費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費)

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等(提出期限、提出書類、保存書類)、残余额の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書(様式第3号)、収支報告書(様式第4号)、領収書等添付票(参考様式第1号)、支払証明書(参考様式第2号)、政務活動費経費別支出整理簿(参考様式第3号)、政務活動費走行台帳(参考様式第4号)、雇用契約書(参考様式第5号)、収支報告書等修正届(様式第5号)

(オ) 参考資料

地方自治法(抄)、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法(抄)、様式(政務活動費の交付を受ける議員(様式第1号)、政務活動費の交付を受ける議員の異動(様式第2号)、政務活動費請求書(様式第3号)、収支報告書(様式第4号)、収支報告書等修正届(様式第5号)、閲覧請求書(様式第6号)、領収書等添付票(参考様式第1号)、支払証明書(参考様式第2号)、政務活動費経費別支出整理簿(参考様式第3号)、政務活動費走行台帳(参考様式第4号)、雇用契約書(参考様式第5号)、政務活動費振込口座届(参考様式第6号))

(3) 政務活動費の支出等の状況

平成28年度における政務活動費の支出の状況は、平成29年7月3日現在では次のとおりであった。

項 目	金 額
政務活動費交付金額	147,600,000 円
実支出金額	144,713,270 円
政務活動費を充当した支出金額	138,161,328 円
残余额(返還額)	9,438,672 円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である(各議員別の状況は次の表のとおり)。なお、41名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は29名である。

平成28年度政務活動費収支状況総括表(議員別)

(50音順)

平成29年7月3日現在

NO	氏 名	会 派	内 訳	交付金額	支出金額	残 余 額 (返還額)
1	綾田 福雄	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	2,682,038	917,962
2	有 福 哲 二	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	4,021,926	0
3	石 川 豊	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,773,958	0
4	氏 家 孝 志	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,662,596	0
5	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,735,962	0
6	岡 野 朱里子	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	1,665,858	1,934,142
7	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	4,047,792	0
8	香 川 芳 文	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,685,161	0
9	樫 昭 二	共産党議員団	300,000 円×12月	3,600,000	3,770,301	0
10	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	4,434,141	0

11	木村 篤史	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	2,984,599	615,401
12	黒島 啓	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,662,273	0
13	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,812,406	0
14	斉藤 勝範	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,615,111	0
15	佐伯 明浩	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,996,863	0
16	白川 容子	共産党議員団	300,000 円×12月	3,600,000	3,211,530	388,470
17	十河 直	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,804,856	0
18	高木 英一	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,829,382	0
19	高城 宗幸	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,557,513	42,487
20	高田 良徳	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	3,875,856	0
21	竹本 敏信	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	4,001,926	0
22	谷 久浩一	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,942,891	0
23	辻村 修	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,711,392	0
24	都築 信行	公明党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	1,757,429	1,842,571
25	西川 昭吾	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,766,036	0
26	新田 耕造	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,954,366	0
27	花崎 光弘	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,859,921	0
28	平木 享	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,327,480	272,520
29	広瀬 良隆	公明党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	1,626,781	1,973,219
30	米田 晴彦	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	3,692,575	0
31	松原 哲也	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,623,491	0
32	松村 秀樹	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	2,736,646	863,354
33	松本 公継	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,292,108	307,892
34	水本 勝規	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	4,180,000	0
35	三野 康祐	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	3,720,939	0
36	宮本 欣貞	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,769,339	0
37	森 裕行	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	3,605,828	0
38	山下 昭史	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,455,099	144,901
39	山田 正芳	自民党議員会	300,000 円×12月	3,600,000	3,787,945	0
40	山本 悟史	リベラル香川	300,000 円×12月	3,600,000	3,606,709	0
41	山本 直樹	自民党香川県政会	300,000 円×12月	3,600,000	3,464,247	135,753
計				147,600,000	144,713,270	9,438,672

(備考)

※ 会派欄中、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示す。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 意見交換会会費

会費制でない会合等に、政務活動費を充てることの可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

ア 可否

会費制でない会合等に対する支出は可と判断する。

イ 理由

(ア) 政務活動費交付条例の第2条第1項で、「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとする。」とし、同条第2項で、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と規定して、議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費や団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に政務活動費を充ててことを認めている。

(イ) 会費制でない会合等に対する支出については、それらの団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができる。

(2) 会派共同政務活動費

自民党議員会及び自民党県政会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類(領収書等)の写しを添えて提出することを義務付けている。

領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員10名の交通費及び宿泊費

綾田福雄議員、大山一郎議員、黒島啓議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、谷久浩一議員、新田耕造議員、松原哲也議員、松村秀樹議員及び山本直樹議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査内容の不明な旅費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

なお、谷久浩一議員及び松村秀樹議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	綾田福雄	149,890	平成29年 3月22日 ～24日	<p>場所：台湾日本関係協会（亜東関係協会）、民主進歩党本部</p> <p>目的：台湾の経済状況等を踏まえ、意見交換等を行い、県の施策に反映させるための参考とするため。</p> <p>内容：</p> <p>【台湾日本関係協会】 台湾の経済、観光・経済面における日本との交流及び台湾でのインバウンド・アウトバウンドの状況について聴取し、意見交換を行った。</p> <p>【民主進歩党本部】 桃園市、台北市における雇用状況や失業率等及び今後の台湾内の経済成長について説明を受けて、県政の参考とすべく意見交換を行った。</p>

2	大山一郎	231,713	平成29年 3月23日 ～25日	番号1に同じ。
3	黒島 啓	16,700	平成28年 5月4日	場所：岡山農業公園ドイツの森クローネンベルグ（岡山県赤磐市）、津山市 目的：小豆島の観光施設の充実のための施策の参考とするため、家族で楽しめる施設やまちづくり、GW中の他地域の賑わいと対策等を視察。 内容： 【岡山農業公園ドイツの森クローネンベルグ】 家族で楽しむテーマパークとして視察。併せて、交通アクセスや駐車場、案内掲示板等の視察。 【津山市】 家族で楽しむような仕組みと街づくりの視察。津山城（鶴山公園）・城東町並み・衆樂園等の津山中心地を視察。各施設のアクセスやその周辺やつなぎの環境、案内や道路の状況を視察。
4	斉藤勝範	48,380	平成28年 4月18日	場所：東京都 目的：港湾行政の現状と今後のあり方について 内容：国土交通省港湾局計画課長ほかとの意見交換を行った。
5	佐伯明浩	166,309	平成29年 3月23日 ～25日	番号1に同じ。
6	谷久浩一	52,890	平成29年 3月4日 ～5日	場所：東京都 目的：国会議員へ要望、意見交換 内容：県選出国會議員とホテルにて面談、地元の要望、まちづくりの意見交換を行い、中心市街地の視察を行った。地元出身の企業経営者との面談にて地元産物の販売網の意見交換を行った。
7	谷久浩一	201,850	平成29年 3月27日 ～29日	場所：台中、台南 目的：県の交流人口増加施策に反映させるため 内容：台湾国際旅行連盟に教育旅行（修学旅行）の現状を調査するとともに、交流人口増加施策として旅行先に選定してもらうよう要望した。また、台南旅行商業同業組合、台南市政府観光局においては現状調査とインバウンド・アウトバウンドに関する意見交換を行った。
8	新田耕造	21,190	平成28年 7月14日	場所：広島市 目的：新香川県立体育館のための視察 内容：広島市民球場にて球団事務所からヒアリング、広島グリーンアリーナ（広島県立総合体育館）で事務局からヒアリング。
9	新田耕造	15,320	平成29年 2月3日 ～4日	場所：奈良県明日香村ほか 目的：他県の事例を参考に県政の観光施策に反映させるため 内容：奈良県立万葉館や明日香資料館、キトラ古墳など明日香の古墳群など県営・国営事業を視察し、観光について、奈良まほろばソムリエ検定の資格者より話を聞いた。
10	新田耕造	168,320	平成29年 3月23日 ～25日	番号1に同じ。

11	松原哲也	23,880	平成28年 6月25日	場所：各自治体アンテナショップ等 目的：交流促進の政策立案のため 内容：アンテナショップにおける各自治体のPR方法や、移住促進のブースの設置状況や対応状況を視察し、本県のアンテナショップのありかたの参考とした。
12	松原哲也	22,880	平成28年 7月10日	場所：各自治体アンテナショップ等 目的：交流促進・地域向上の政策立案のため 内容：店舗での視察。
13	松原哲也	18,900	平成28年 7月14日 ～15日	番号8に同じ。
14	松原哲也	52,180	平成28年 10月26日 ～27日	場所：日立柏総合グラウンドサッカー場等 目的：地域活性化及び交流人口拡大についての調査のため 内容：プロサッカークラブを活用したサッカー場等の状況を視察し、新香川県立体育館の整備の参考とした。
15	松原哲也	7,500	平成28年 12月4日 ～5日	場所：川崎駅周辺 目的：地域活性化の政策立案のため 内容：駅前開発手法など市街地交通拠点を活用した取組を調査。東日本旅客鉄道株式会社が事業主体となり、川崎駅西口再開発事業が進行中であることから、同社から説明を受け、駅前を中心とした市街地の活性化の参考とした。
16	松原哲也	6,600	平成28年 12月18日 ～19日	場所：柏駅周辺 目的：行政的課題等の検討のため 内容：柏駅では、平成27年に柏駅西口北地区市街地再開発準備組合が設立され、柏駅西口北地区市街地再開発事業に取り組んでいる。この事業における行政的課題等について調査を行った。
17	松原哲也	20,910	平成28年 12月20日 ～21日	場所：広島県庁 目的：空港整備の先進地視察のため 内容：広島空港の「I L S・C A T-Ⅲ」の施設概要等について、県庁の空港担当者から聞き取りを行った。
18	松原哲也	15,900	平成29年 1月24日 ～26日	場所：自由民主本部（24日）、さいたまスーパーアリーナ等（25日） 目的：観光振興対策立案のため 内容：自由民主党青年局国会議員との意見交換及び大型イベント施設の現地視察を行い、新香川県立体育館の参考とした。
19	松原哲也	100,110	平成29年 2月2日 ～4日	場所：国土交通省（2日）、北海道庁（3日） 目的：交流人口拡大政策検討のため 内容：国土交通省で四国新幹線の課題と現状について、北海道庁で北海道新幹線の現状及び交流人口の拡大に向けた取組について聴き取りした。
20	松原哲也	7,400	平成28年 6月1日 ～2日	場所：議員会館 相手方：県選出国會議員 目的：陳情 内容：土地改良事業推進のための要望・陳情

21	松原哲也	5,500	平成28年 9月12日 ～13日	場所：議員会館 相手方：県選出国會議員 目的：陳情 内容：公共工事のあり方要望（若手人材育成等）
22	松原哲也	29,980	平成28年 10月31日 ～11月1日	場所：議員会館 相手方：県選出国會議員 目的：陳情 内容：交流促進政策の政府支援拡充について（移住者への支援等）
23	松原哲也	49,480	平成28年 11月6日 ～7日	場所：議員会館 相手方：県選出国會議員 目的：陳情 内容：地方格差解消について（新幹線導入による都市圏へのアクセス向上、空港機能の向上による地域活性化に向けての政策等）
24	松原哲也	41,680	平成28年 11月20日 ～21日	場所：議員会館 相手方：県選出国會議員 目的：陳情 内容：地方創生の推進について（地域再生のまちづくり、人材支援、財政支援等）
25	松原哲也	36,400	平成28年 12月25日 ～26日	場所：議員会館 相手方：県選出国會議員 目的：陳情 内容：四国高速鉄道の早期実現と観光施設への支援拡大について（地域活性化支援等）
26	松原哲也	9,500	平成29年 2月13日 ～14日	場所：議員会館 相手方：県選出国會議員 目的：陳情 内容：東京オリンピック開催時の県内振興につながる方策についての意見交換及び推進についての要望・陳情等（地域活性化、スポーツ振興、文化芸術施策の振興に対する支援等）
27	松村秀樹	86,023	平成29年 2月13日 ～15日	場所：宇ノ気中学校、氷見市役所、利賀小中学校、富山城、文部科学省 目的：学校施設を拠点とした地域振興の在り方、統廃合後の施設の有効活用を研修。 内容： 【石川県かほく市立宇ノ気中学校】 屋内屋外施設とも広々と開放感のあふれる施設。体育館は社会体育施設としても活用されており、生徒・保護者・地域が連携した学校運営がされている。 【氷見市役所】 移転により使われなくなった高校の校舎体育館を活用した市庁舎の整備を視察し、今後県内でも進む学校の統廃合により発生する公共施設の利活用の在り方も参考となるものである。 【富山県南砺市立利賀小中学校】 小中学校と地域の公民館を一体化した施設として整備され、過疎地におけるICTを活用した教育の質の維持向上に係る取組状況を視察。香川でも学校の統廃合が進められているが、同地は近隣の学校まで20km、通学に冬季では片道2時間近く要し、子供の負担を考えると統合に難ありとのこと。そこで学校間のICTを活用した交流や授業、さらには地元住民と連携による人材育成が進められており、人口減や生徒数減が進む香川県でも参考にすべき事例である。

				【文部科学省】 施設企画課において学校施設の複合化の在り方について、意見交換、少子化・過疎化が進む香川県において、安易に学校の統廃合を進めるべきではなく、学習機能の高機能化、地域との交流を通じたコミュニティの強化等学校を拠点とした地域の振興や人材育成の重要性を認識。
28	松村秀樹	204,250	平成29年 3月27日 ～29日	番号7に同じ。
29	山本直樹	35,880	平成28年 10月17日 ～18日	場所：東京都 自由民主党本部及び議員会館 相手方：二階幹事長及び県選出国會議員 目的：陳情 内容：高松空港の機能充実等

(4) 議員15名の燃料費

有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、十河直議員、高城宗幸議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員及び松原哲也議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

(5) 議員34名の人件費

綾田福雄議員、有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、大山一郎議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川容子議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、西川昭吾議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松原哲也議員、松村秀樹議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山下昭史議員、山田正芳議員及び山本直樹議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明

人件費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、大山一郎議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、新田耕造議員、花崎光弘議員及び米田晴彦議員については、雇用契約書に「政務活動補助事務」と記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

鎌田守恭議員については、雇用契約書において勤務形態は別途協議することとなっているが、口頭により、就業場所、就業時間及び職務内容について、双方の間で協議されており、政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

また、3分の2を充当している黒島啓議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務に係る電話対応等も突発的に発生することも想定され、その割合は約3分の1と見込まれることから3分の2としている。」とする説明があった。

(6) 議員21名の広報費

氏家孝志議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、佐伯明浩議員、白川容子議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、米田晴彦議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、山本悟史議員及び山本直樹議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

また、山本直樹議員に係るもののうち1件については、監査請求内容と異なり、金額は42,120円であることが確認された。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
氏家孝志	県政報告 9月定例会	—	50,000	50,000	デザイン及びデータ制作のみ	
	県政報告 新春号	900	74,340	74,340	郵送	琴平町内
	県政報告 11月定例会	—	40,000	40,000	デザイン及びデータ制作のみ	
樫 昭二	県政報告 Vol. 30	12,500	138,240	138,240	郵送、直接	高松市内
	県政報告 Vol. 31	35,000	204,120	204,120		
	県政報告 Vol. 32	35,000	204,120	204,120		
鎌田守恭	県政通信 28年9月号	8,000	155,520	155,520	郵送	高松市内
	県政通信 29年新春号	10,000	168,480	168,480		
木村篤史	県政報告 2016秋号	15,000	298,728	298,728	ポスティング	さぬき市内
黒島 啓	県政報告	6,000	307,800	307,800	折り込み	小豆郡内
五所野尾恭一	県政報告	3,000	334,800	334,800	ポスティング	まんのう町内、 琴平町内
	県政報告	3,000	345,600	345,600		
	県政報告	3,000	345,600	345,600	ポスティング	まんのう町内
佐伯明浩	県政報告	7,500	30,000	30,000	郵送	観音寺市内
白川容子	県政報告 Vol. 30	12,500	138,240	138,240	郵送、直接	高松市内
	県政報告 Vol. 31	35,000	204,120	204,120		
	県政報告 Vol. 32	35,000	204,120	204,120		
	県政報告 Vol. 33	35,000	204,120	204,120		
十河 直	県政通信 ～春号～	—	43,200	43,200	デザイン代のみ	
	県政通信 ～春号～	30,000	246,240	246,240	郵送	さぬき市内
高木英一	県政報告	6,400	44,820	44,820	郵送	高松市内
	県政報告	6,400	44,820	44,820		
	県政報告 No. 8	30,500	702,490	702,490		
高田良徳	議会報告 2016夏号	14,700	285,768	285,768	郵送	普通寺市内
	議会報告 2017冬号	13,500	270,000	270,000		
竹本敏信	県政レポート 2016春	18,000	248,400	248,400	郵送、折り込み	高松市内
	県政レポート 2017新春	18,000	248,400	248,400		

辻村 修	政務活動報告書	1,500	220,444	220,444	直接	善通寺市内
都築信行	県政だより	10,000	210,600	210,600	直接、郵送	高松市内
新田耕造	県政報告	1,000	13,176	13,176	郵送	多度津町内
	県政報告	1,000	16,200	16,200		
	県政報告	1,000	7,020	7,020		
	県議会報告 17-1	800	323,460	323,460	ポストイング	
県議会報告 16-12	800	323,460	323,460			
花崎光弘	県議会報告 16-12	1,000	323,460	323,460	ポストイング	東かがわ市内
	県政報告	6,000	58,320	58,320	郵送	
	県議会報告 17-3	1,000	323,460	323,460	ポストイング	
米田晴彦	HOT 県通信 9号	20,000	191,160	191,160	郵送	丸亀市内
	HOT 県通信 10号	25,000	266,760	266,760		
三野康祐	県政報告ネットワーク だより 30号増刷	5,000	125,280	125,280	直接	高松市内
	県政報告ネットワーク だより 31号	25,000	520,119	520,119	郵送、直接	
宮本欣貞	県議会報告 16-12	2,000	340,200	340,200	ポストイング	高松市内
	県議会報告 17-1	1,000	318,600	318,600		
	県議会報告 17-1	500	86,400	86,400		
	県議会報告 17-3	1,000	323,460	323,460		
山本悟史	県政レポート 2016年夏号	204,000	705,024	705,024	ポストイング、 折り込み	高松市内
山本直樹	県政報告	6,500	25,272	25,272	郵送	丸亀市内
	山本なおき通信 秋号	15,000	430,920	430,920	ポストイング、 郵送	
	県政報告	3,000	42,120	42,120	郵送	
	県政報告	4,900	50,274	50,274	郵送	
	県政報告	1,000	34,128	34,128	郵送	
	山本なおき通信 春号	12,000	399,600	399,600	ポストイング、 郵送	

(7) 議員4名の事務所費

ア 大山一郎議員の事務所費

事業用定期建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年11月29日、賃貸借の対象を1階とし、賃料は月額183,600円、水道代について月額2,000円とする内容となっている。

また、公開している賃料と水道代の支払に係る領収書等添付票には、それぞれ2分の1の按分率と按分後の金額が記載されている。

議員からは、「事務所の賃料については、貸主及び借主が協議の上、平成28年7月以降は月額151,200円に改定している。」とする説明があった。

イ 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであり、使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない。」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されている。

議員からは、「1階は後援会事務所と管理会社とで併用し、3階の1室は後援会との併用である。このため、賃借料及び光熱水費については、1階部分は3分の1、3階部分は2分の1を按分して政務活動費を充当している。」とする説明と併せて、賃借料及び光熱水費の全体支払額（政務活動費を充当していない部分を含むもの）の報告があった。

ウ 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している高松市所在の当該事務所は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」とする説明があった。

エ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、「政務活動に係る事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」とする説明があった。

(8) 氏家孝志議員のデジタルカメラ購入費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

議員からは、政務活動等に使用していた既存のデジタルカメラが破損したため、新たに標準機能のコンパクトタイプのもので望遠レンズが付いた一眼レフタイプのもの計2台のデジタルカメラを購入し、調査研究等において撮影する対象物に応じて2台を使い分けて使用しているが、政務活動以外に後援会活動等にも使用することがあり、それぞれの使用実績の明確な把握が困難であるため、政務活動費での負担割合を2分の1としているとする説明があった。

(9) 新田耕造議員の研修費及び広報費

ア 講演会の講師謝金

講演会の具体的内容及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、講演会は、平成29年3月12日にオークラホテル丸亀で開催された議員の県政報告会において、議員による県政報告に引き続き、元毎日新聞記者で毎日新聞社特別顧問の松田喬和氏が、国内外の政治情勢や県政について講演したものであった。

議員からは、講師の松田氏は、長い記者経験と人脈をいかして各党派政党の事情に精通しており、国会・政府の動向や今後の地方の動向について講演していただき、国の動きを知り県政にいかすと同時に、講演後には住民の意見を直接聞くことができたので、今後の政策に反映させるための参考となったとする説明があった。

イ ホームページの更新委託料

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

議員からは、「議会発言や県政の動きなどをホームページに掲載し、実施している県政に関する政策等の広聴・広報活動を行っているものであり、政務活動以外の要素はない。」とする説明があった。

ウ 研修用DVD作成費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

議員からは、DVDの作成について、過去の県政の取組等を紹介し、政策等の広報を行うためのものであるとする説明があった。また、領収書の金額にはDVD作成費以外に議員のホームページの維持管理経費が含まれていた。

なお、当該研修用DVD作成費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(10) 山本悟史議員の講演会の会場費、講師代及び新聞広告料

講演会の具体的内容及び会場費、講師代及び新聞広告料の領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、講演会は、平成28年10月9日の13時から15時30分までの間、サンポートホール高松において、県政への関心と学力向上を目的として、坪田塾の坪田信貴氏を講師に「明日は今日の風が吹く！」をテーマに、県民を中心に約900人の出席者のもと開催されたものであった。また、平成26年度に初めて開催したが、再開催を希望する声が多く、毎年開催しているものであった。

議員からは、「当該講演会は、県議会議員である山本悟史の県政報告会の一部という位置づけである。経費についても、あらかじめ、議会事務局に相談し、政務活動費の支出として問題ないとの返答を得た上で実施している。さらに、その旨を当日の参加者にも報告して納得してもらっている。なお、講師の坪田先生も、教育者でありタレントではない。講演内容に関しても、子供たちの学力向上はもとより、保護者、あるいは、教育関係者にとってもためになる内容と確信しており、実際に講演後の感想もそうになっている。2014年11月、2015年10月、そして、2016年10月、さらに、2017年11月に実施している。講演の評判がすこぶる良く、毎年の開催を望む声が多く、講演内容にしても、毎回、一般質問や委員会質問などで必ず参考にしている。そうした観点からも、「県政の課題及び住民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」として、問題ないと認識している。」とする説明があった。

(11) 山本直樹議員の年賀はがき購入費

現物の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、16回にわたり丸亀市内の郵便局を中心に11か所で合計8,700枚の年賀はがきを購入し、送付先は丸亀市内とするものであり、議員からは、「県政に係る諸課題について、その折々に意見を県民に知らそうと努力している。年賀はがきは、そのツールとしての一つの

手段であり、内容は県政報告である。」とする説明があった。

なお、当該年賀はがきの購入費については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(12) 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）

雇用契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、自宅内に政務活動のための事務所を置いており、議員からは、「当該事務所において、政務活動補助職員が、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っており、専ら政務活動事務に従事している。なお、電気代は、家庭、政務活動、後援会に分けて使用しているため、使用頻度を考慮して、政務活動費での負担割合を3分の1としている。」とする説明があった。また、政務活動補助職員の雇用契約書において、就業場所は「甲（当該議員）の自宅内の事務室」と規定されている。

(13) 山下昭史議員の研修費、意見交換会会費

ア プレゼンテーション1級認定講座、プレゼンテーショントレーナーコース

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、プレゼンテーション1級認定講座は、平成29年1月14日及び同月15日に、一般社団法人グローバルプレゼンテーション協会が認定するプレゼンテーション1級の取得を目的として、また、プレゼンテーショントレーナーコースは、平成29年3月4日及び同月5日に、プレゼンテーションの教え方の習得を目的に、岡山市の株式会社A S S Oコンサルティングチーム事務所内において議員が受講したものであった。

議員からは、プレゼンテーション1級については、本会議及び委員会において、県民からの要望や問題点、自らが必要と考える施策をいかにわかりやすく的確に表現し、執行機関にその施策の必要性を実感してもらい、実行に結びつけるかが、議員としての本分だと考え、そのスキルを向上させるために、昨今その重要性が注目されているプレゼンテーション講座を受講した。

また、プレゼンテーショントレーナーコースについては、プレゼンテーション1級よりも上級の講座を受講することにより、プレゼンテーションの効果的な構成、視覚的效果、表現力について、教える立場からの指導能力を養い、プレゼンテーション能力の更なる向上を図るために受講した。これらの講座で培った能力や技術は、政務活動を行う上で大いに役立つとともに、県民に活動内容や政策等を分かりやすく説明することができ、県の政策や課題等について、普及や啓発を効果的に行うことができることから、政務活動を効果的に実施していくために必要かつ有益なものであったとする説明があった。

イ 意見交換会に係る同一日付、同一名義人の意見交換会会費領収書

領収書の写しの提出があった。

これによると、桑山三区自治会を名義人とする平成28年4月9付け領収金額5,000円の領収書及び三反地区自治会を名義人とする平成29年3月30日付け領収金額5,000円の領収書が、それぞれ2件あったものである。

なお、当該意見交換会会費領収書については、監査期間中、議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(14) 高木英一議員の研修費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、株式会社致知出版社の主催により、平成29年3月25日の10時30分から17時までの間、東京都千代田区の都市センターホテルで開催された偉人に学ぶ一日セミナーに参加したものであった。

セミナーの内容は、第1講の本居宣長記念館長の吉田悦之氏による「本居宣長の歩いた道」から、第2講の童門冬二氏による「徳川家康に学ぶリーダーの条件」、第3講の上智大学名誉教授の渡部昇一氏による「幸田露伴に学ぶ運命を高める道」、そして、第4講の全住庵住職の平井正修氏による「山岡鉄舟の遺訓に学ぶ」までの4講からなるものであった。

議員からは、これらの講義を受けて、一層勤勉で社会に貢献できる人材育成に取り組む必要性や、県内市町や近隣県同士が連携し互いの施策の相乗効果により人口減少を補い地域活性化を図ることの重要性、未来の子供たちに希望の持てる社会を継承できるよう未来への種まき・植栽が政治の仕事であること等を学び、これらの講義で学んだことは、議員として、経済、教育、環境などの分野における政策提言、政策づくり、政策の実行にいかすために役立つものであったとする説明があった。

(15) 木村篤史議員の講師謝金

講演会の具体的内容及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、講演会は平成29年1月28日の14時から16時までの間、ツインパルながおの大会議室で、第1部の県政報告会に引き続き、第2部として落語家の立川談慶氏を講師に「さぬき市から始める笑いの創生」と題して開催されたものであった。

議員からは、講師は全国で地域活性化をテーマに講演活動を行っており、講演を通じて、人口減少社会に直面する地元地域を笑いふれあいのコミュニティで活性化を見出すために開催したものであるとする説明があった。

(16) 岡野朱里子議員の宿泊費

ア 平成28年11月20日付け領収書に係る宿泊費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、当該支出金額は、平成28年11月19日にホテルニューオータニに宿泊した際の宿泊費36,656円であり、同日に東京都文京区の御茶ノ水女子大学附属中学校で開催されたICTフォーラム「ICT利活用は学校・子ども・教師を成長させるのか？」への参加に伴うものであった。

講演の内容は、欧米の教育現場におけるICT利活用の状況報告で、その利点や費用対効果のほか、より良い利活用の方法の研究報告などであり、議員からは、高松市では電子黒板が導入され、県教育センターではタブレットの試験導入が行われており、今後の教育とICT活用は切り離せないものと考え、また、不登校児童生徒や障害を持つ子供への活用はさらに有益だと考え、この講演に参加したとする説明があった。

また、当該宿泊所を選定した理由として、ICTフォーラムへの参加だけでなく、文部科学省との打ち合わせもあり、利便性を考え、どちらに行くにも便利な場所にあるホテルの中から空室のあるホテルを選択したとする説明があった。

イ 平成29年3月25日付け領収書に係る宿泊費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、当該支出金額は、平成29年3月22日から同月24日までホテルニューオータニに宿泊した際の宿泊費80,928円であり、同月23日に内閣府主催で東京都中央区の銀座プロ

ッサムで開催された地方分権改革シンポジウムへの参加及び翌24日に東京都新宿区の社会福祉法人杉の子会エイビイシイ保育園の視察に伴うものであった。

地方分権改革シンポジウムの内容は、内閣府が取り組む地方再生をどう進めるかについてであり、議員からは、「地方創生交付金事業の用途をさらにどう広げていくか、また、県独自で担い手を発掘し、継続できる事業へさらにどう育てるかは県政の大きな課題であるため、このシンポジウムに参加した。」とする説明があった。

また、保育園の視察は、以前に設立時の苦労話やニーズの変化等について園長の講演を聞いており、今回は施設を視察したものであり、議員からは、「保育については、サービス業に携わる父母の増加やシングル親家庭の増加で、今後ますます、夜間、24時間、預かり保育は必要とされているが、県として、その安全安心の担保を求められているため視察した。」とする説明があった。

さらに、当該宿泊所を選定した理由として、同一場所で3連泊できるホテルがほとんどない状況の中で、利便性も考慮し、3連泊が可能であった当該ホテルを選択したとする説明があった。

(17) 岡野朱里子議員の朗読会チケット購入費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、平成28年9月11日にユープラザうたづで開催された、ドリアン助川氏と中井貴恵氏による朗読劇「あん」のチケット1枚3,000円を5名分で合計15,000円購入したものであった。

この朗読劇は、らい予防法が廃止され、病気が完治したにもかかわらず、絶対隔離という状況に置かれてきた元ハンセン病患者をテーマにしたものであり、議員からは、「ハンセン病患者の高齢化等、大島青松園が抱える課題を考える必要があることと、国のこれまでの施策に対する反省から対応策を学ぶため朗読会に参加した。」とする説明があった。

また、チケットの複数枚購入については、議員から「(議員) 本人と事務所スタッフ4名で、ハンセン病患者や大島青松園が抱える課題について、大島青松園を視察するなどして調査・研究活動を行っており、朗読会についても一連の活動の一環として参加したもので、スタッフも含め5名分のチケットを購入した。」とする説明があった。

(18) 議員7名の書籍購入費

石川豊議員、香川芳文議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、谷久浩一議員、森裕行議員及び山本直樹議員に係る、監査請求人が、政務活動との関連がないとする書籍購入費について、政務活動のためのものであることの説明が、次の表のとおり報告があった。また、監査請求対象議員の書籍購入費の金額のうち、監査請求内容と異なるものとして、山本直樹議員の金額は6,054円であることが確認された。

なお、谷久浩一議員及び森裕行議員に係るもの並びに山本直樹議員に係る1件のうちの一部については、監査期間中、各議員から収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

番号	議員名	書籍名	政務活動のためのものであることの説明
1	石川 豊	どうせ死ぬのになぜ生きるのか	社会の悩みや不安から解放されるには、普通に恵まれた生活の中で漠然と感じる不安を解消しなければならない。精神的安定、充実が図られる社会をつくるには

			どのような社会的方法があるのか、施策立案への参考とするために購入した。
2	石川 豊	端正な生き方	人は生涯試行錯誤であり、社会の波に振り回されるが、芯のところでは妥協しない生き方がしたいものだ。悪い付度をしないで筋の通った思考で施策立案をしていくための参考とするために購入した。
3	石川 豊	勝負論	年を取っても現役にこだわり続け、志を持って修練に励み、人生の本舞台は将来にありと云う心構えで施策立案の参考とするため購入した。
4	石川 豊	松陰先生のことば いまに伝わる志	吉田松陰は 30 年足らずの短い人生で多くの言葉を残している。膨大な詩や文は高い志であり、現代人は圧倒される。志に生きて、志の上で死ぬことで松陰の志は不巧の存在となった。松陰の残した言葉は現代日本の荒廃した社会で大きな意味を持っている。現代社会が求めているものであるとの念を強くしたことから、施策立案に参考とするために購入した。
5	石川 豊	吉田松陰とその家族	明治維新の立役者となった多くの著名人を育てた松下村塾。周りの家族や同志に支えられていた吉田松陰の志を受け継いだ若者たちによって明治維新がなされた。その志を学ぶことにより施策立案の参考とするために購入した。
6	石川 豊	吉田松陰と高杉晋作 の志	長州藩の萩で松下村塾を主宰した吉田松陰とその志を継いだ高杉晋作たちは、激動の中で日本の将来を案じ身の危険を承知の上で突き進んだ。幕末の若者の強烈なメッセージに明日の日本を考えるきっかけにしたいと思い、これからの施策立案の参考とするため購入した。
7	石川 豊	萩ものがたり 21 吉田松陰 人とこと ば	ペリー提督率いる黒船が来航した時、日本は幕末の激動する時代のうねりに気付いていないか、気付いていても見て見ぬふりをしていた人たちが大半であったが、吉田松陰は自分の身を捨てて日本を覚醒させようとした。松陰の志を受け継いだ門下生は幕府を倒し明治維新を実現する原動力となった。松陰の残したことばは現代にも通じ人の心を動かす。施策立案していく上で参考となるため購入した。
8	石川 豊	萩ものがたり 50 吉田松陰 留魂録	留魂録は吉田松陰の最も重要な遺書である。困難であっても回避しないところが松陰の死生感であり、維新変革の思想の原点であり、施策立案していくための参考とするため購入した。
9	石川 豊	萩ものがたり 9 吉田松陰と現代	今何が問題なのか、その問題を解決するためには何をすべきかを考えて実行する、そのためには志を立てることである。単に知性だけで人を動かすことは出来ない。本当に人を動かすには情熱がなければならない。その情熱が人を動かす。画一的な教育ではなく、個性を伸ばす教育が松下村塾の教育方針であった。これを施策立案していくための参考とするため購入した。
10	香川芳文	語彙力こそが教養である	広く県民の意見を聞き、行政に反映していくためには、自分自身の教養を高めなければならない。語彙力がなければ県民の訴えが理解できない。
11	香川芳文	天才	庶民宰相田中角栄の生い立ちや政治手法が書かれていて政務活動に参考になる。
12	香川芳文	倫風	人間の生き方について書いてあり、県民の考え方を知る上で参考になる。

13	黒島 啓	薬のやめどき	<p>本県においては、医療費における薬価は、大きな割合を占めている。</p> <p>医師から処方された薬は、具体的な指示がない限り、半永久的に服用し続けるケースも見られるため、服用が必要でなくなったときに、医師等の適切な判断により服用を中止すれば、無駄な服用をなくし、ひいては、医療費の節約に寄与するものであると考える。</p> <p>そのため、医療費の節約につながる施策立案等への参考とするため、本書を購入したものである。</p>
14	五所野尾恭一	「一日一言」	<p>渡部昇一は日本の英語学者、評論家、哲学者であり、歴史論や政治・社会評論など幅広い分野で活動した稀代の碩学とも呼ばれる人である。保守派の論客としても国論に大きな影響を与えた人である。</p> <p>この本は、著者が長年にわたり著した多くの本の中から名言や格言、社会や人生に関する箴言などを選び出し編集されたものであり、常に読み返して参考としている書物である。</p> <p>この本に書かれている内容は、大きな変動期にある県政において政策立案を始め政務活動全般を進めるにあたり大変役に立つものとなっている。</p>
15	五所野尾恭一	日本の礼儀作法	<p>この本では、日本の礼儀作法について歴史的、文化的に論述されている。</p> <p>この本を読むことにより、日本古来からの礼儀の心得や実践的な内容を知ると共に、日本の文化や日本人の道徳観を改めて学ぶことができる。</p> <p>礼儀は、日本人の美徳の原点であり、子育ての基本でもある。また、古臭い過去のものではなく、未来に向けて発展する創造的なものであり、人生を豊かにするものでもある。</p> <p>この本に書かれていることは、教育を始め幅広く県政における政策立案や政策の検証に当たり、大変役に立つものとなっている。</p>
16	五所野尾恭一	現代語 古事記	<p>古事記は日本最古の歴史書である。日本という国の成り立ち、そして日本人の成り立ちが神話という物語で描かれている。</p> <p>ここに書かれている神話や伝説、記録などを調べることは、日本人の歴史観や文化について理解が深まり、また日本人の精神構造を知る上でも大変参考となるものである。</p> <p>国際化が一段と加速する県政の中、こうした我が国や日本人の根本に関わることに関する資料は、各種政策の立案や検証を進める上で幅広く役に立つものとなっている。</p>
17	山本直樹	バカざんまい	<p>いろいろな事象に対して個人の見方はそれぞれである。それを踏まえて県民へ訴える時の参考にしていく。</p>
18	山本直樹	日本人の甘え	
19	山本直樹	九十歳。何がめでたい	

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成

24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費マニュアルを作成し、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それが政務活動費マニュアルの定め適合するか否かを基準とし、これにより難いものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 意見交換会会費

(ア) 政務活動費の意見交換会会費への充当

a 意見交換会の意義

議員が、住民に対し県政に関する情報を報告・提供するとともに、住民からの意見・要望を聴取することは、議員の活動として当然のものであり、このことは否定されるべきものではない。むしろ、このような議員と住民との直接対話は、活発に行われるべきである。

また、議員と住民の意見交換は、議員が主催して意見交換会を開催するよりも、場合によっては、地元自治会等の様々な機会を活用する方が、多くの住民の出席が望め、幅広く地域に密着した生の声を聴取することも可能であり、それら様々な機会を活用して意見交換が行われることも否定することができない。

b 政務活動費を意見交換会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

したがって、意見交換会に係る経費について、会議費、研修費、調査研究費又は広聴広報費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

c 政務活動費を充当することのできない経費

政務活動費マニュアルによると、意見交換会に係る経費については、一方で、冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）や、親睦会、レクリエーション等への参加のための経費などは、私的経費への支出であって、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされ、また、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出も、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされている。

(イ) 各議員の意見交換会会費の支出の適否

a 会費制でない意見交換会会費の支出の適否

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

したがって、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、それぞれの団体の規模や地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、条例で定めることが可能であると解することができる。

香川県では、地方自治法第100条第14項の規定を受け、政務活動費交付条例を制定するとともに、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

請求人は、会費が明確に設定されていない会合に「県政に関する意見交換会会費」等の名目で政務活動費を支出することは、全国の都道府県議会においても特異な支出であると主張するが、そもそも、政務活動費を充てることができる経費の範囲は各地方公共団体の条例で定められるものであり、地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得る。

また、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、議長の説明でも、会費制でない会合等に対する支出については、団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができるとしている。

本件支出については、全て、証拠書類として同条例で定める領収書等の写しが提出されていることから、手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 個々の意見交換会会費の支出の適否

個々の意見交換会会費において不適切な支出があるか否かについては、その判断の前提として、最高裁平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日判決に示すとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

本件住民監査請求に係る意見交換会会費のような種類のものの違法性又は不当性は、事柄の性質上、個別の支出ごとに判断するほかないと考えられることから、その監査請求においては、違法性又は不当性を推認させるに足ることを証する書面を添えて、個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

請求人は、監査委員に対し、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかどうかなどを監査するよう主張するが、議員の調査研究活動の範囲は広く解されているところ、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとはいえない。また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換が、どのような内容であったかの報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはない。

したがって、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

(ウ) 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄附行為に該当するも

のであると主張し、今回の監査において公職選挙法違反の判断をすることを監査委員に求めているが、監査委員は、意見交換会会費を支出した各議員の行為が公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

イ 会派共同政務活動費

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、これらについては、共同で実施するものが含まれている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同政務活動費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明であると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額58万円、自由民主党香川県政会共同政務活動費の会費は年額約13万8,000円から約22万円までに及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないものであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決を参考にすれば、使途基準に合致しないとまではいえない。

(ウ) 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査する

ことを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

これらを総合的に考慮すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員10名の交通費及び宿泊費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費及び宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び要請陳情費に係る具体的な支出費目として、「交通費」及び「宿泊費」を掲げている。

したがって、視察や要請・陳情活動に要した交通費及び宿泊費について、調査研究費や要請陳情費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費及び宿泊費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員10名に係る現地調査等についての視察目的や具体的内容等の説明について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(3)の表に掲げる番号1、番号2、番号3、番号5、番号7、番号8、番号9、番号10、番号11、番号12、番号13、番号14、番号15、番号16、番号17、番号18、番号19、番号27、番号28については、県の観光行政、経済行政、国際交流、交通行政、教育行政、地域活性化、交流人口拡大等に関係するものであり、番号4、番号6、番号20、番号21、番号22、番号23、番号24、番号25、番号26、番号29については、県のための予算獲得や県政の課題解決のため、中央省庁や県選出国會議員、各種団体等に対する要請陳情活動であった。

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がなく、私的な旅行や観光旅行と考えざるを得ないものも多いことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、政務活動費交付条例等においては、詳細な視察や調査の内容を報告することまで求められておらず、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究に資するものであり、また、

議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、調査研究費及び要請陳情費の支出として使途基準に違反しているものであるとはいえない。

エ 議員15名の燃料費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費の具体的な支出費目の一つとして「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を使用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員15名については、全員、走行距離で積算する場合を選択の上、燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員15名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出であるとはいえない。

オ 議員34名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に必要な経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員34名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。なお、議員と被雇用者の住所を照合したところ、同一である事案が1件あったが、当該議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの用途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

26名の議員（綾田福雄議員、有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川容子議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、辻村修議員、西川昭吾議員、平木享議員、松原哲也議員、松村秀樹議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山下昭史議員、山田正芳議員、山本直樹議員）に係る人件費並びに黒島啓議員に係る1名分の人件費及び花崎光弘議員に係る1名分の人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めている。

したがって、当該議員に係る人件費の支出については、用途基準に違反しているものとはいえない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

6名の議員（大山一郎議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、新田耕造議員、米田晴彦議員）に係る人件費及び花崎光弘議員に係る1名分の人件費については、全額に政務活動費を充当し、黒島啓議員に係る1名分の人件費については、同負担割合を3分の2にしている。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、

政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該8名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、全額を充当している7名の議員のうち鎌田守恭議員を除く6名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があり、実際に、提出された雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことが確認できた。また、鎌田守恭議員については、雇用契約書には勤務形態が明記されていないものの、双方で職務内容は政務活動補助事務とする取決めがされており、政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。さらに、黒島啓議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しており、政務活動費での負担割合を10分の10とすべきところだが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、職務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記され、あるいはその旨の取決めがされている以上、明らかに、政務活動費の使途基準に違反しているとまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員21名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が、資料作成費として「議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費、あるいは資料作成費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々、政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り込まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員21名に係る広聴広報費で支出している広報誌、リーフレット、県政レポートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、多くの広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動や県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるところ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、議員21名の広報費について、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえないと判断するのが相当である。

キ 議員4名の事務所費

- (ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとされている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている大山一郎議員、鎌田守恭議員、谷久浩一議員及び宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び2分の1を超える政務活動費の負担割合とする実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

a 大山一郎議員の事務所費

請求人は、大山一郎議員の事務所費について、選挙活動等に違法に利用されているという情報が寄せられており、適切な支出とは認められないと主張しているが、同議員の事務所の賃借料及び水道代に係る領収書をみると、それぞれ2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動以外に使用されていたとしても、使途基準に反するものとはいえないことから、当該賃借料及び水道代の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

b 鎌田守恭議員の事務所費

鎌田守恭議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見え、請求人も、それをもって、2分の1のみを認めると主張しているが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

c 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当している。これについて、同議員は、地元である土庄町にも事務所があり、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり按分していないとしている。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくい。専ら政務活動を行うためのものであるという説明は合理的なものである。

請求人は、事務所費の支出については、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もあるため、2分の1のみを認めると主張しているが、自らの見解を述べているにすぎず、以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

d 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所賃借料の全額に政務活動費を充当している。これについて、同議員は、当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、これを裏付けるものとして、事務所の賃貸借契約書において、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものとする旨が明記されている。

また、同議員は自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は合理的なものである。

請求人は、事務所費の支出については、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もあるため、2分の1のみを認めると主張しているが、自らの見解を述べているにすぎず、以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 氏家孝志議員のデジタルカメラ購入費

(ア) 政務活動費をデジタルカメラの購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費に係る具体的な支出費目の一つとして、「備品費」を掲げており、その内容はパソコンやコピー機等の事務機器等としている。

したがって、事務機器等に分類することができるデジタルカメラの購入費について、事務費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) デジタルカメラ購入費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、氏家孝志議員に係るデジタルカメラ2台の購入理由や、購入費の2分の1を政務活動費に充当した理由について説明を求め、調査を行った。

その結果、氏家孝志議員からは、既存のデジタルカメラが破損したため、新たに標準機能のコンパクトタイプのもので望遠レンズが付いた一眼レフタイプのもの計2台のデジタルカメラを購入し、調査研究等において撮影する対象物に応じて2台を使い分けているが、政務活動以外に後援会活動等にも使用することがあるので、それぞれの使用実績の明確な把握が困難であるため、政務活動費での負担割合を2分の1としているとの説明があった。

請求人は、氏家孝志議員のデジタルカメラ購入費について、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もあるため、購入費の4分の1のみを認めると主張しているが、その具体的根拠は示されていない。

政務活動費マニュアルによると、事務費のうち備品費について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されているが、氏家孝志議員のデジタルカメラ購入費に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、使途基準に反するものとはいえないことから、当該支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

ケ 新田耕造議員の研修費

(ア) 政務活動費を議員が行う講演会の講師謝金等に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「講師謝金（主催）」を掲げており、その内容は「謝金等」としている。

この「謝金等」について、議会事務局からは講師への謝金のほか、講師招へいに係る交通費及び宿泊費が含まれているとする説明があった。

したがって、議員が主催する講演会の謝金等について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 講演会に係る講師謝金等の支出の適否

監査委員は、議長に対し、新田耕造議員に係る講演の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、当該講演会は、平成29年3月12日に行われた新田耕造議員の県政報告会において、同議員の県政報告に引き続き開催されたもので、講師として元毎日新聞記者で毎日新聞社特別顧問の松田喬和氏が、国内外の政治情勢や県政について講演したものであった。これを政務活動とすることについては、新田耕造議員からは、講師は長い記者経験から政治情勢に精通しており、国会・政府の動向や今後の地方の動向について講演してもらい、講演の場において参加者から県政への要望を聞くことができたので、今後の政策に反映させるための参考となったとの説明があった。

請求人は、講師謝金の支出については、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もあるため、2分の1のみを認めると主張しているが、政務活動以外の要素があるとする外形的事実を立証しておらず、自らの見解を述べているにすぎない。

したがって、以上のことからすると、政務活動以外の目的で講演会を開催しているとはいえず、講師謝金等に政務活動費を充当していることは、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 新田耕造議員の広報費

(ア) 政務活動費を議員のホームページの更新委託料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要す

る経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、広聴広報費に係る具体的な支出費目の一つとして、「委託費」を掲げており、その内容は「広報誌やホームページ等の作成を外部委託する経費」としている。

したがって、議員の広報用ホームページの更新委託料について、政務活動費をその費用に充当すること自体は許容されている。

(イ) ホームページ更新委託料の支出の適否

請求人は、議員の広報用のホームページは、政党活動、後援会活動、選挙活動等、政務活動以外の要素もあるため、その更新料等の支出は2分の1のみを認めると主張している。

新田耕造議員が開設しているホームページを閲覧すると、その内容は同議員が発行している広報誌の内容と概ね同様なものであり、議会における活動報告で占められている。

また、ホームページは定期的に更新されており、更新の内容は、議会における活動報告の追加であった。

したがって、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとはいえないと判断するのが相当である。

サ 山本悟史議員の講演会の会場費、講師代及び新聞広告料

(ア) 政務活動費を議員が行う講演会の会場費等に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「会場費・機材借上費（主催）」、「講師謝金（主催）」を掲げている。

なお、新聞広告掲載料については、研修費に係る具体的な支出費目として政務活動費マニュアルに記載されていないが、議会事務局から、政務活動費交付条例において、議員が行う研修会、講演会等に要する経費に該当すると考えられるので、政務活動費を充当することは可能であるとする説明があった。

したがって、議員が主催する講演会の会場費等について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 講演会に係る会場費等の支出の適否

監査委員は、議長に対し、山本悟史議員に係る講演会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、講演会は、山本悟史議員の県政報告会の一部として、県政への関心と子どもの学力向上を目的に、「明日は今日の風が吹く！」をテーマとして、坪田塾の坪田信貴氏を講師に開催されたものであり、県民を中心に約900人が参加したものであった。また、同様の講演会は平成26年度と平成27年度に開催されているが、毎年、再度の開催の要望が多いことを理由に、平成28年度も開催しているものであった。これを政務活動とすることについては、同議員から、講師は教育者であり、講演内容は、子どもたちの学力向上に関

することだけでなく、保護者や教育関係者にとっても有益なものであり、また、講演内容に関しては、毎回一般質問や委員会質問などで必ず参考にしており、議員として、県政の課題及び住民の意思を把握し反映させる活動につながっているとの説明があった。

請求人は、3年連続で開催している同一講師の講演会に多額の経費をかけて毎年開催する必要は認められず、適切な支出と認められないと主張するが、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにおいて会場費や講師謝金等の上限が定められているわけではなく、研修会について個人と共同で実施する場合も想定されているところ、前述のとおり、講演会の内容は教育行政や地域振興に係るものであり政務活動に適うものといえ、実際に、これを基に議会で質問を行っていることはこれを裏付けるものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）

(ア) 政務活動費を政務活動に使用する事務所の電気代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費の具体的な支出費目の一つとして、「光熱水費等」を掲げている。

したがって、議員が政務活動のために使用する事務所の電気代について、事務所費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 政務活動に使用する事務所の電気代の支出の適否

請求人は、佐伯明浩議員は、仮に自宅に事務所は置いているとしても、その事務所は後援会活動や政治活動にも使われていると考えられるため、自宅の電気代3分の1の支出については、その按分割合が不適切であるため、全額を否認すると主張している。

監査委員は、議長に対し、佐伯明浩議員が電気代に政務活動費を充当している事務所について、その所在地や所有者、政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、佐伯明浩議員からは自宅を政務活動のための事務所にしており、政務活動補助職員を雇用し、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っているとの説明があった。当該補助職員の雇用契約書においては、就業場所は同議員の自宅内の事務室であることが明記されており、同議員の説明と一致する。

政務活動費マニュアルによると、事務所の光熱水費について、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費（上下水道料金は除く。）は支出できるとし、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されている。

佐伯明浩議員の事務所費の光熱水費に係る領収書をみると、電気代は3分の1に按分して政務活動費が充当されており、使途基準に反するものとはいえないことから、当該電気代の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

ス 議員2名の研修費

(ア) 政務活動費を研修受講料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要す

る経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、この経費に係る具体的な支出費目として、「研修参加費」や「会費」を掲げている。

したがって、議員の研修参加費及び会費について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 研修受講料の支出の適否

請求人は、高木英一議員及び山下昭史議員の研修費について、自費で受講すべき自己研さんのための研修受講料であるため、適切な支出と認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、高木英一議員及び山下昭史議員の研修費について、研修の具体的内容やそれが政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

a 高木英一議員の偉人に学ぶ一日セミナー受講料

調査の結果、偉人に学ぶ一日セミナーについては、株式会社致知出版社が平成29年3月25日に東京都内で開催したもので、高木英一議員からは、「本居宣長の歩いた道」、「徳川家康に学ぶリーダーの条件」、「幸田露伴に学ぶ運命を高める道」、「山岡鉄舟の遺訓に学ぶ」の4つの講義を受け、これらの講義を通して、県議会議員として、県の経済、教育、環境行政に係る政策提言や政策づくり、政策の実行にいかすために役立つものであったとの説明があった。

b 山下昭史議員のプレゼンテーション1級認定講座及びプレゼンテーショントレーナーコース受講料

調査の結果、プレゼンテーション1級認定講座については、一般社団法人グローバルプレゼンテーション協会が認定するプレゼンテーション1級を取得するため、平成29年1月14日及び同月15日の2日間、岡山市内で受講したものであり、プレゼンテーショントレーナーコースについては、プレゼンテーションの効果的な構成、視覚的效果、表現力について、それらを教えることができるまでのスキルを習得するため、平成29年3月4日及び同月5日の2日間、岡山市内で受講したものであった。これらの研修を政務活動とすることについては、山下昭史議員から、プレゼンテーションのスキルを向上させることにより、議会において、県民からの要望や自らが必要と考える施策について、分かりやすく的確に表現し、執行機関に必要性を納得してもらい、施策を実現させるという議員本来の役割を果たすため、当該講座を受講したものであるとの説明があった。

請求人は、これらの研修について、自費で受講すべき自己研さんのためのものであると主張するが、広範にわたる問題への対応が要求され、その活動が多岐にわたる議員にとって、議員としての資質・能力向上のための研修、研さんは望ましいものであって、研修、研さんのために政務活動費を使用することは、明らかに県政との関連性を欠く場合を除き、許容されているというべきであり、前述の両議員の説明のとおり、本件研修における受講内容は、県政に係る政策立案や提言等の議員の職務遂行に資するものであると考えられ、違法又は不当な支出であるとはいえない。

セ 木村篤史議員の研修費

(ア) 政務活動費を議員が行う講演会の講師謝金に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要す

る経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「講師謝金（主催）」を掲げている。

したがって、議員が主催する講演会の講師謝金について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 講演会に係る講師謝金の支出の適否

監査委員は、議長に対し、木村篤史議員に係る講演会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、当該講演会は、平成29年1月28日に行われた木村篤史議員の県政報告会において、同議員の県政報告に引き続き開催されたもので、落語家の立川談慶氏を講師として「さぬき市から始める笑いの創生」と題して開催されたものであった。これを政務活動とすることについては、講師は全国で地域活性化をテーマに講演活動を行っており、講演を通じて、人口減少社会に直面する地元地域の活性化のために参考になったとの説明があった。

請求人は、講師や講演内容が不明であり、適切な支出と認められないと主張するが、講演会の内容や目的は前述のとおりであり、県の地域活性化の推進に係るものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ソ 岡野朱里子議員の宿泊費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び研修費に係る具体的な支出費目の一つとして「宿泊費」を掲げ、その実費を政務活動費に充当できるとしており、金額の上限は定められていない。

したがって、視察や研修参加に要した宿泊費について、調査研究費や研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 宿泊費の支出の適否

請求人は、岡野朱里子議員の宿泊費について、宿泊費が高額であり、適切な支出とは認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員が政務活動費を充当した宿泊費に係る研修等の具体的な内容や、宿泊所の選定理由について説明を求め、調査を行った。

その結果、平成28年11月20日付けの領収書に係る宿泊は、同月19日に東京都文京区のお茶の水女子大学附属中学校で開催されたICTフォーラム「ICT活用は学校・子ども・教師を成長させるのか？」に参加し、同日ホテルニューオータニに宿泊したものであった。宿泊所の選定理由については、岡野朱里子議員から、フォーラムへの参加だけでなく、

文部科学省との打ち合わせもあり、利便性を考え、どちらに行くにも便利な場所にあるホテルの中から空室のあるホテルを選択したとする説明があった。

また、平成29年3月25日付けの領収書に係る宿泊については、同月23日に東京都中央区の銀座ブロッサムで開催された内閣府主催の地方分権改革シンポジウムに参加し、翌24日に東京都新宿区にある24時間保育を行っている社会福祉法人杉の子会エイビイシイ保育園を視察するため、同月22日から24日までの3日間、ホテルニューオータニに宿泊したものであった。宿泊所の選定理由については、同議員から、同一場所で3連泊できるホテルがほとんどない状況の中で、利便性も考慮し、3連泊が可能であった当該ホテルを選択したものであるとする説明があった。

請求人は、宿泊費が高額であると主張するが、いずれの宿泊についても、宿泊所の選定理由については合理性が認められ、1泊当たり26,976円あるいは36,656円の宿泊費は不当に高額であるとまではいえないことから、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

タ 岡野朱里子議員の調査研究費

(ア) 政務活動費を議員が行う調査研究に係る朗読会のチケット購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、この経費に係る具体的な支出費目として、「会費」を掲げている。

したがって、議員の調査研究に係る会費について、調査研究費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 調査研究に係る朗読会のチケット購入費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員の研修費について、朗読会の具体的内容やそれが政務活動のためのものであること、チケットを複数枚購入していることの説明を求め、調査を行った。

その結果、朗読会は、平成28年9月11日にユープラザうたづにおいて開催された朗読劇「あん」であり、この朗読劇は、らい予防法が廃止され、病気が完治したにもかかわらず、絶対隔離という状況に置かれてきた元ハンセン病患者をテーマにしたものであった。これを政務活動とすることについては、岡野朱里子議員から、ハンセン病患者の高齢化等、大島青松園が抱える課題の検討や、国のこれまでのハンセン病に対する施策への反省を学ぶために参加したものであるとの説明があった。

また、朗読会のチケットを複数枚購入したことについては、同議員から、議員本人と事務所スタッフ4名で、ハンセン病患者や大島青松園が抱える課題について、大島青松園を視察するなどして調査・研究活動を行っており、朗読会についても一連の活動の一環として参加したものであるため、スタッフも含め5名分のチケットを購入したものであるとする説明があった。

請求人は、朗読会の複数枚のチケット代は、政務活動との関連が不明であり、全額適切

な支出と認められないと主張するが、前述のとおり、同議員は県のハンセン病問題について調査研究を行っており、朗読会への参加はその活動の一環であることが認められる。また、調査・研究活動を行っている関係者全員が朗読会に参加することは、関係者の間で朗読会を通して得た知識や情報を共有することができ、当該活動に資するものであるといえるので、関係者全員のチケット代は、議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究に要する経費として認めることができ、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとはいえない。

チ 議員5名の書籍購入費

(ア) 政務活動費を書籍購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、資料購入費として「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費」が明記されている。

したがって、書籍購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 書籍購入費の支出の適否

政務活動費マニュアルでは、「書籍等の購入については、政務活動のために購入したものであり、当該書籍が政務活動に密接に関連する分野であることが必要」、「趣味、福利厚生を目的とした図書購入は不可」とされている。

監査委員は、議長に対し、石川豊議員、香川芳文議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員及び山本直樹議員に係る書籍購入費について、政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(18)の表に掲げるとおり、いずれも政治、経済、歴史、文化、産業等に関する書籍を購入したものであることが認められた。

請求人は、政務活動に無関係な書籍購入代金であり、適切な支出と認められないと主張するが、議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件書籍購入について判断すると、これらの書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活

動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、これまで、平成25年度、平成26年度、平成27年度の政務活動費について住民監査請求が行われているが、今回、平成28年度政務活動費についても住民監査請求があり、監査を行ったところである。過去3回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえ、今回の監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

1 政務活動費マニュアルの精緻化

各議員が政務活動費交付条例で定める使途基準を遵守する必要があることはいままでもないが、適正な支出が図られるよう、政務活動費の使途判断の拠りどころとなる政務活動費マニュアルについて、より詳細かつ具体的な使途基準の明示や、実績の証明を必要とする経費に係る証明書類の具体化など、その精緻化に向け、早急に改訂を行い、周知徹底を図られたい。

2 会派からの収支報告の検討

議員から会派等への会費による支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できるようになっており、仮に、会派に政務活動費が交付され、会派が直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められることから、それとの均衡にも配慮し、会派の収支報告書等の提出について前向きに検討するなど、透明性の確保に努められたい。

3 的確な審査、適正な運用

議員は、政務活動費について、収支に係る会計帳簿の調製、領収書等の整理及びこれらの保存が義務付けられており、議長においては、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すとともに、県民の信頼が確保されるよう適正な運用に努められたい。

4 さらに透明性の確保と効率的・効果的な支出

政務活動費の使途の透明性の確保については、既に全ての支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けるなどの措置が講じられているが、住民監査請求において違法又は不当とする理由は依然として、支出の目的や内容、支出先等が不明であるとしていることに鑑みると、全国的な動向等を踏まえ、視察や研修に係る報告書等の提出や、政務活動費の使途を裏付ける領収書等を議会のホームページで公表するなど情報公開の改善を行い、さらに透明性の確保に努めるとともに、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努められたい。